

けんぽ委員だより

2025. **2**

インセンティブ制度 令和5年度取り組み実績について

協会けんぽでは、事業主及び加入者の皆さまの取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県支部ごとの保険料率に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。

制度の仕組み

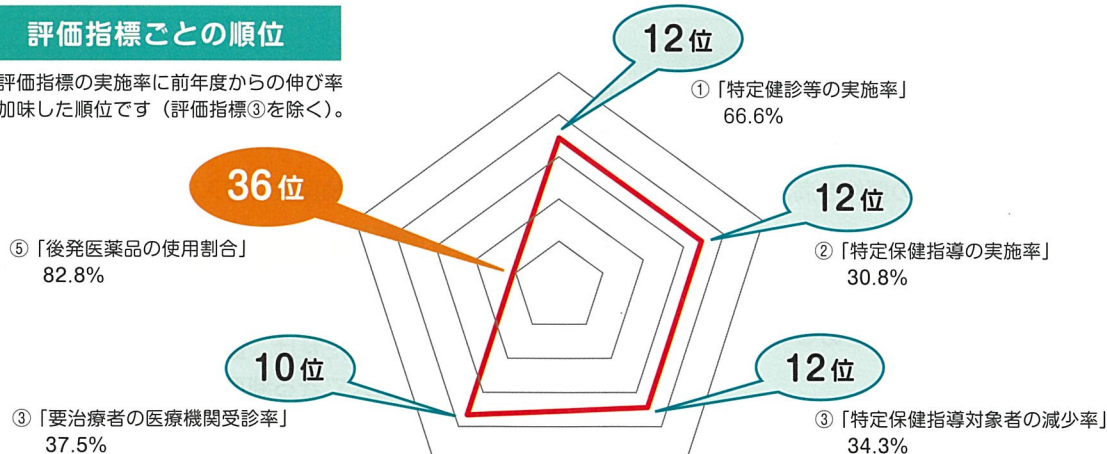
- ① 制度の財源として**全支部の保険料率に0.01%を上乗せ**
- ② **5つの評価指標**に基づき、47都道府県支部を順位づけ
- ③ 取り組み実績が**上位15位**までの支部に順位に応じた報奨金を付与し、取り組みの翌々年度の保険料率を引き下げ

この度、令和7年度保険料率に反映される令和5年度の取り組み実績が確定しました。
事業主・加入者の皆さまの健診の受診、特定保健指導の利用等の健康づくりの取り組みにより、大分支部は総合順位で7位**となったことから、インセンティブが付与されます！**

※このインセンティブの付与による保険料率の引き下げ効果は0.048%程度となる見込みです。

評価指標ごとの順位

各評価指標の実施率に前年度からの伸び率を加味した順位です（評価指標③を除く）。



大分支部では、後発（ジェネリック）医薬品の使用割合が課題となっています。
医療機関等でお薬を受け取る際には、安心・安全・安価な後発（ジェネリック）
医薬品を積極的にご選択ください。

協会けんぽ大分 インセンティブ制度

検索



令和6年度健康保険委員研修会を開催しました！

令和6年11月27日、28日に健康保険委員研修会をオンラインで開催し、2日間でのべ487名の皆さまにご参加いただきました。ご参加いただいた皆さま、誠にありがとうございました！

「マイナ保険証」に関する研修を行った中で、ご参加の皆さまからいただいた
ご質問の一覧（質疑応答集）を大分支部ホームページに掲載しています。
研修会で使用した資料も掲載していますので、あわせてご覧ください。

協会けんぽ大分 質疑応答集

検索



令和7年度の健診のご案内

協会けんぽでは、年度内にお一人様につき一回、健診費用の一部補助を行っています。
健診は健康づくりの第一歩。年に一度は必ず健診を受けましょう！

	生活習慣病予防健診	特定健診
ご案内	3月下旬に事業所様へ緑色の封筒でパンフレットと健診対象者一覧をお送りします	4月上旬にご自宅へ黄色の封筒でパンフレットと受診券をお送りします
対象者	35歳～74歳の被保険者(ご本人)様	40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様
費用	協会けんぽが費用の約7割を補助！ ⇒自己負担額 5,282円(最高)	協会けんぽが最高7,150円を補助！ ⇒無料で受診できる健診機関もあります
健診内容	労働安全衛生法で定められた定期健診項目 + 胃・大腸・乳・子宮頸がん検診 ※乳・子宮頸がん検診は別途自己負担が必要 (協会けんぽからの補助あり)	問診・医師診察・身体計測・ 血圧測定・尿検査・血液検査 ※がん検診の補助は市町村が行います。 ご希望の方はお住まいの市町村にお問い合わせください。

生活習慣病予防健診・特定健診は、協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診いただけます。健診機関の一覧はホームページでご覧ください。

協会けんぽ 健診機関

検索



退職後の健康保険

任意継続保険の加入手続きについて

ご退職後、以下の要件を満たす方については、最長2年間、任意継続保険に加入いただけます。

要件1

退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること

要件2

退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を提出(必着)すること

※提出先はお住まいの都道府県の協会けんぽ支部

任意継続保険とは？

退職等によって被保険者の資格を喪失した際に一定の要件を満たせば、最長2年間、継続して健康保険に加入できる制度です。

- ✓ 保険料は、退職時の標準報酬月額(上限30万円※)を基に決まります。保険料率の改定等を除き、保険料は原則変わりません。
※令和7年4月納付分からは32万円
- ✓ 傷病手当金、出産手当金を除き、在職時と同様の保険給付が受けられます。

資格取得申出書はホームページから印刷いただけます。

協会けんぽ 資格取得申出書

検索



マイナ保険証をお持ちでない方は、資格取得申出書とあわせて資格確認書交付申請書の提出が必要です(資格確認書交付申請書の提出がない場合、資格確認書の発行までに2～3か月要します)。

協会けんぽ 資格確認書

検索



ご退職後の健康保険には、任意継続保険のほかに、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険の扶養家族」という選択肢があります。それぞれの加入要件や保険料等をご確認のうえ、加入される健康保険をご選択ください。

《お問い合わせ先：国民健康保険⇒お住まいの市町村 ご家族の健康保険の扶養家族⇒ご家族のお勤め先》